

内閣参質一八九第一八一号

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員山本太郎君提出漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月十九日内閣参質一八九第一六〇号）一についてでお答えしたとおり、現時点では、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療を保険適用の対象としているところである。

二について

生薬の調達先については、特定の国に集中して漢方薬の安定供給に支障が生じないように、国内産に限らず多様化を図ることが重要であることから、政府としては、生薬の自給率の目標値等を設定することは考えていない。なお、農林水産省においては、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業について、平成二十八年年度における薬用作物の国内生産量を、平成二十二年度と比較して一・五倍に拡大させることを目標として設定しているところである。

三について

お尋ねの原料生薬の放射性物質の純度試験に関する基準については、日本薬局方（平成二十三年厚生労

働省告示第六十五号)において定めていない。日本薬局方については、当該基準も含め、最新の科学的な知見を踏まえ、必要に応じて随時改正していくことを考えている。